

入札説明書等配布一覧表

役務等の名称 [山形警察署消防用設備保守点検業務]

No	名 称	部数等
1	入札説明書 (添付様式) ・一般競争入札参加資格確認申請書 ・仕様書交付申請書 ・競争入札に関する質問書 ・入札書 ・委任状	1 部
2	山形警察署消防用設備保守点検業務委託契約書(書式)	1 部

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

以下の書類については、仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形警察署会計課で交付する。

No	名 称	部数等
1	仕様書	1 部

山形警察署

入 札 説 明 書

山形警察署消防用設備保守点検業務の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

契約、仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）

〒990-2412 山形市松山一丁目 1 番 23 号

山形警察署会計課 電話番号 023(627)0110

2 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告 3 の(9)による本件調達役務の対象施設と種類を同じくする施設については、警察本部、警察署、その他司法機関の施設とする。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 本件入札の仕様書の交付については、入札公告の「入札参加者の資格」を有する者は、仕様書交付申請書（別紙様式第 2 号）を山形警察署会計課へ提出し交付を受けること。交付された仕様書は、入札日までに山形警察署会計課へ返却すること。

なお、仕様書は厳重に管理し、複写等は厳禁とする。

4 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書及び添付書類を（以下「申請書等」という。）を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。
- (2) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第 1 号）
 - イ 過去 5 年以内に本件調達役務の対象施設と同種の施設において同種の役務を履行した実績を有することを証明する書類（写し可）
- (3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。
- (4) 申請書等を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- (5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

5 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和 7 年 3 月 18 日（火）までに通知する。

6 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和7年3月11日（火）午後4時までに契約担当部局に競争入札に関する質問書（別紙様式第3号）により持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局に到達しなければならない。
- (2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、山形警察署会計課において閲覧に供する。

7 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する役務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

8 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第4号）による。
- (2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「役務の名称」を記載すること。
- (4) 入札書を郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、令和7年3月24日（月）午後5時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。
- (5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第5号）を作成し提出させること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (7) 入札価格には、役務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。

9 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

10 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札

- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき 2 通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

11 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

12 落札者の決定方法

- (1) 規則第 120 条第 1 項の規定により作成された公告 2 の(1)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

13 その他

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (6) 本件契約の条項は、別に示す契約書（書式）による。
- (7) この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約とする。
- (8) 落札者は、落札決定後、速やかに入札書に記載した入札金額及び契約期間における月ごとに対応した積算内訳書を提出すること。
- (9) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。
- (10) 仕様書の複写は行わず、入札会場において入札前に返却すること。ただし、入札を辞退した場合及び入札参加資格がないと認められた場合は、速やかに郵送又は持参により返却すること。

様式第 1 号（一般競争入札参加資格確認申請書）

令和 年 月 日

山形警察署長 殿

住所又は所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

一般競争入札参加資格確認申請書

下記役務の調達に係る入札参加資格について確認されたく申請します。
なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 調達役務の入札公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和 7 年 2 月 26 日
- (2) 役務の名称 山形警察署消防用設備保守点検業務

2 添付書類

過去 5 年以内に本件調達役務の対象施設の同種の施設において同種の役務を履行した実績を有することを証明する書類（写し可）

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第2号（仕様書交付申請書）

令和 年 月 日

山形警察署長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

仕様書交付申請書

下記役務の調達等に係る仕様書について交付して頂きたく申請します。なお、交付された仕様書は厳重に管理し、複写等を行わず、期限までに返却することを誓約します。

記

- 1 調達をする役務の入札公告日及び名称
 - (1) 入札公告日 令和7年2月26日
 - (2) 役務の名称 山形警察署消防用設備保守点検業務

※名簿登録番号	※確認印 (返却日)
	()

※申請者は記入しないでください。

令和 年 月 日 標記役務の仕様書の交付を受けました。
受領者氏名
連絡先電話番号

- ※ 仕様書の返却期限は入札日までとなっています。
- ・ 入札に参加される方は、入札日当日、入札会場まで持参のうえ返却してください。
入札に参加しない方は、入札日までに山形警察署会計課へ返却してください。

様式第3号（競争入札に関する質問書）

令和 年 月 日

山形警察署長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

競争入札に関する質問書

下記役務の調達に係る仕様書等について、下記のとおり質問します。
記

- 1 調達役務の入札公告日及び名称
 - (1) 入札公告日 令和7年2月26日
 - (2) 役務の名称 山形警察署消防用設備保守点検業務

2 質問事項等

入札書	
令和 年 月 日	
山形警察署長 殿	
入札者 住 所 又 は 所 在 地 ※ ¹ 氏名又は名称及び代表者名	
⑩	
〔 代理人氏名 ※ ² 〕	
⑩	
山形県財務規則及び山形県契約約款により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。	
記	
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金 額	免 除
役 務 の 名 称 及 び 規 格	山形警察署消防用設備保守点検業務 (規格は入札説明書及び仕様書のとおり)
数 量	一式
納 入 場 所 又は引渡場所	山形市松山一丁目1番23号 山形警察署
納 入 期 間 又は履行期限	令和7年4月1日から令和11年3月31日まで
摘 要	

※1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。（代理人が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。）

※2 代理人が入札する場合は、※1の記載に加え、〔 〕欄に記名・押印のうえ入札すること。

委 任 状

令和 年 月 日

山形警察署長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名



私は を代理人と定め、下記の権限を

(使用印鑑)

委任します。

記

- 1 山形警察署消防用設備保守点検業務の入札並びに見積に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

業 務 委 託 契 約 書

委託業務の名称 山形警察署消防用設備保守点検業務委託
委 託 期 間 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで
業 務 委 託 料 契約期間総額〇,〇〇〇,〇〇〇円

〔	内訳	委託代金（税抜き）	¥〇〇〇,〇〇〇-	〕
		消費税及び地方消費税の額	¥〇〇,〇〇〇-	
(内訳) 令和7年度～令和10年度 各〇〇〇,〇〇〇円				
〔	内訳	委託代金（税抜き）	¥〇〇〇,〇〇〇-	〕
		消費税及び地方消費税の額	¥〇〇,〇〇〇-	

契 約 保 証 金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額とする。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

頭書業務の委託について、
委託者 山形警察署長 を発注者とし、
受託者 を受注者とし、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 受注者は、「業務委託仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の委託期間の終期（以下「履行期限」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施するものとする。
- 2 前項の「業務委託仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者協議して定める。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

（委託業務の遂行場所）

- 第2条 受注者は、委託業務を次の場所において遂行するものとする。
- 山形市松山一丁目1番23号 山形警察署

（業務遂行上の義務）

- 第3条 受注者は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に、委託業務の遂行に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期するものとする。

（従事者の管理）

- 第4条 受注者は、従事者の氏名等を、あらかじめ発注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、従事者の管理について、一切の責任を負う。

（秘密の保持等）

- 第5条 受注者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

- 第6条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（監督及び指示並びに調査及び報告）

第7条 受注者は、この契約に基づく委託業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

（臨機の措置）

第7条の2 発注者は、業務の実施上緊急の処置を要するものと認められるときは、受注者に対し所要の処置を求めることができる。受注者は求められた処置の内容及び実施結果について、すみやかに報告するものとする。

2 前項により、特に経費を要した場合は、発注者、受注者協議のうえ負担を決定するものとする。

（損害賠償）

第8条 受注者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は発注者、受注者協議により定めるものとする。

（権利及び義務の譲渡禁止）

第9条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第10条 受注者は、業務委託の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定に基づき第三者に委託する場合は、当該第三者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、本契約に関する当該第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（契約内容の変更等）

第11条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

（契約の解除）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。
- 3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
- 4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。
- 5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。
- 6 発注者は、翌年度以降において本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。

（談合等に係る契約解除及び賠償）

第13条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
 - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
- 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請

求することを妨げるものではない。

（事故発生のお知らせ）

第14条 受注者は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

（業務完了報告等）

第15条 受注者は、保守点検作業を実施したときは、遅延なく保守点検作業報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の保守点検作業報告書を受領したときは、遅延なく、その内容がこの契約に適合するものかを確認しなければならない。

3 受注者は、各会計年度の上半期又は下半期の委託業務（第7条の2の規定による臨機の措置を含む。以下同じ。）を完了したときは、その期間ごとに遅滞なく発注者に対して業務完了報告書（別紙様式1）を提出しなければならない。

4 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときには、遅滞なく、その内容がこの契約に適合するものかを確認しなければならない。

（委託料の支払）

第16条 受注者は、前条第4項の確認を受けたときは、発注者に対し委託料の請求書を提出するものとする。

2 受注者は、別紙支払内訳表のとおり半期ごと分割して委託料を請求するものとする。

3 発注者は、前2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

（遅延利息）

第17条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により前条第3項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（発注者の履行追完請求権等）

第18条 委託業務がこの契約の内容に適合しないときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知した上で、当該不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

（履行遅滞違約金）

第19条 受注者がその責めに帰すべき理由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、延滞日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

（履行不能の場合の措置）

第20条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。

（施設の提供及び光熱水費の取扱い）

第20条の2 受注者は、委託業務の遂行上必要とする従事者控室及び資機材置き場及び不用物を一時格納す

るための施設を無償で提供するものとする。

2 受注者は、発注者から提供を受けた施設を委託業務以外に使用してはならない。

3 受注者が委託業務の遂行上必要とする電気、水道、ガス等の通常費は、発注者が負担するものとする。
この場合、受注者は、効率的に使用し節約に努めなければならない。

（裁判管轄合意）

第21条 この契約に関して生じた発注者受注者間の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義についての協議）

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 山形市松山一丁目1番23号
山形警察署長

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号又は個人番号が含まれるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約

により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

様式 1（契約書第15条関係）

業 務 完 了 報 告 書	
年 月 日	
山 形 警 察 署 長 殿	
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 代 表 者 氏 名	
下記の業務が完了したので報告します。	
業 務 名	
履 行 場 所	
契 約 金 額	¥
契 約 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
業 務 実 施 年 月	年 月 から 年 月 まで
業 務 完 了 年 月 日	年 月 日
摘 要	

備考 1 本書は、1 通提出すること。